（審査認定の受験資格）

第九条　次の各号のいずれかに該当する者は、審査認定を受けることができる。

一　次のいずれかに該当する者であつて、二年以上博物館資料関係実務を行つた経験を有するもの

イ　学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）による修士の学位又は専門職学位を有する者（学校教育法施行規則第百五十六条各号のいずれかに該当する者を含む。）

ロ　学位規則による博士の学位を有する者（旧学位令（大正九年勅令第二百号）による博士の称号を有する者及び外国において博士の学位に相当する学位を授与された者を含む。）

二　大学において博物館に関する科目（生涯学習概論を除く。）に関し二年以上教授、准教授、助教又は講師の職にあつた者であつて、二年以上博物館資料関係実務を行つた経験を有するもの

三　次のいずれかに該当する者であつて、都道府県の教育委員会の推薦するもの

イ　学校教育法第百二条第一項本文の規定により大学院に入学することができる者であつて、四年以上博物館資料関係実務を行つた経験を有するもの

ロ　大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得した者であつて、六年以上博物館資料関係実務を行つた経験を有するもの

ハ　学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者であつて、八年以上博物館資料関係実務を行つた経験を有するもの

［号の細分を削る。］

四　［略］

（筆記試験及び試験認定合格者）

第十二条　試験科目（試験科目の免除を受けた者については、その免除を受けた科目を除く。）の全部について合格点を得た者（試験科目の全部について試験の免除を受けた者を含む。以下「筆記試験合格者」という。）であつて、一年間博物館資料関係実務を行つた後に文部科学大臣が認定したものを試験認定合格者とする。

2　［略］

（不正の行為を行つた者等に対する処分）

第十七条　［略］

2　［略］

［項を削る。］

（審査認定の受験資格）

第九条　次の各号のいずれかに該当する者は、審査認定を受けることができる。

一　学位規則による修士若しくは博士の学位又は専門職学位を有する者であつて、二年以上学芸員補の職にあつた者

二　大学において博物館に関する科目（生涯学習概論を除く。）に関し二年以上教授、准教授、助教又は講師の職にあつた者であつて、二年以上学芸員補の職にあつた者

三　次のいずれかに該当する者であつて、都道府県の教育委員会の推薦する者

イ　学士の学位を有する者であつて、四年以上学芸員補の職にあつた者

ロ　大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得した者であつて、六年以上学芸員補の職にあつた者

ハ　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者であつて、八年以上学芸員補の職にあつた者

ニ　その他十一年以上学芸員補の職にあつた者

四　［同上］

（試験認定合格者）

第十二条　試験科目（試験科目の免除を受けた者については、その免除を受けた科目を除く。）の全部について合格点を得た者（試験科目の全部について試験の免除を受けた者を含む。以下「筆記試験合格者」という。）であつて、一年間学芸員補の職にあつた後に文部科学大臣が認定した者を試験認定合格者とする。

2　［同上］

（不正の行為を行つた者等に対する処分）

第十七条　［同上］

2　［同上］

3　前二項の処分をしたときは、処分を受けた者の氏名及び住所を官報に公告する。

物理	
化学	
生物学	
地学	